住所　京都市西京区桂池尻町41番地
金和美　昭和57年６月30日生
住所　奈良市宝来２丁目23番23―202号
金暎妃　昭和53年７月13日生
住所　名古屋市千種区宮根台１丁目13番20号
朴利樹　昭和39年４月22日生
住所　福岡県久留米市東合川６丁目４番17―101号
朴政和　昭和57年２月19日生
住所　愛知県瀬戸市水南町63番地２
田溶平　昭和54年３月17日生
住所　愛知県瀬戸市小田妻町１丁目226番地
金拓也　平成元年６月３日生
住所　愛知県海部郡大治町大字三本木字前深田80番地
金広美　昭和55年４月13日生
住所　名古屋市中川区伏屋３丁目409番地
金良子　昭和24年11月９日生
住所　名古屋市西区清里町175番地
金徳男　昭和17年６月29日生
劉徳任　昭和23年５月22日生
住所　名古屋市西区中小田井１丁目327番地
金考宏　昭和46年10月27日生
住所　愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄224番地１
金範幸　昭和50年６月23日生
住所　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川160番地
金光伸　昭和53年１月７日生
住所　愛知県岡崎市大平町字中道73番地
南梨花　昭和45年１月24日生

○財務省
経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月十四日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：富山支店	営業所又は事務所の名称：富山支店
郵便番号：930―0083	郵便番号：930―0004
住所：富山県富山市総曲輪３―１―21	住所：富山県富山市桜橋通り６―11
電話番号：076―421―4126	電話番号：076―444―5121

(2)　変更年月日
平成二十三年五月六日
(3)　変更の理由
移転のため

住所　神戸市須磨区南落合３丁目４番25号
朴基総　昭和52年１月17日生
住所　兵庫県西宮市殿山町６番30号
吳貴子　昭和45年４月21日生
住所　兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目16番９号
林悦央　昭和42年11月１日生
韓貞子　昭和44年11月12日生
林春植　平成11年４月７日生
林柘輔　平成14年11月27日生
林寿朋　平成17年６月16日生
住所　兵庫県宝塚市鹿塩２丁目９番４号
李有泰　昭和32年５月20日生
太佐起子　昭和36年８月12日生
李享學　平成10年１月18日生
李京佳　平成11年８月５日生
住所　兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目４番14―301号
張遺連　昭和23年３月12日生
住所　兵庫県加古川市平岡町新在家470番地24
田美華　昭和39年７月27日生
趙晟吉　昭和62年10月26日生
趙美麗　平成元年11月18日生
趙勇二　平成２年12月12日生
趙昭人　平成５年６月30日生
住所　東京都新宿区市谷薬王寺町30番地１
尹未来　昭和61年３月31日生
住所　堺市北区金岡町1423番地72
黄貞美　昭和39年４月30日生
住所　大阪府枚方市茄子作３丁目30番20号
鄭昌稔　昭和47年10月25日生

○文部科学省告示第三十五号

私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準（平成九年文部省告示第五十四号）第四条の規定に基づき、同基準第二条に規定する基準を満たしている博物館を次のように告示する。

平成二十三年三月十四日

文部科学大臣　高木　義明

（博物館名）　（所在地）

彰考館徳川博物館　茨城県水戸市見川一の一一一五の一

○経済産業省告示第三十八号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六条の表第四号から第七号まで並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中１の(1)及び(2)並びに別表第二の発電所の項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)の規定に基づき、小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を次のように定め、平成二十三年三月十四日から施行する。

なお、平成十三年経済産業省告示第二百三十三号（電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第七号並びに第五十六条の表第六号及び第七号の規定に基づき、小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示）は、平成二十三年三月十三日限り、廃止する。

平成二十三年三月十四日

経済産業大臣　海江田万里

第一条　電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第七号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中１の(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所は、次の第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当する水力設備又は第四号に掲げる要件に該当する水力設備により構成されるものとする。

一　ダムを伴わないもの

二　発電機と接続して得られる電気の出力が二百キロワット未満のもの

三　最大使用水量が毎秒一立法メートル未満のもの

四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設若しくは送水施設、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号で定める終末処理場又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十一条第一項の導水施設、浄水施設若しくは送水施設に設置されるもの（第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するものを除く。）

第二条　電気事業法施行規則第五十六条の表第四号及び第五号の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力設備は、前条第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するもの又は前条第四号に掲げる要件に該当するものとする。

第三条　電気事業法施行規則別表第二の発電所の項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所の発電設備は、第一条第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当する水力設備により構成されるもの又は第一条第四号に掲げる要件に該当するものとする。

第四条　電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中１の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。